

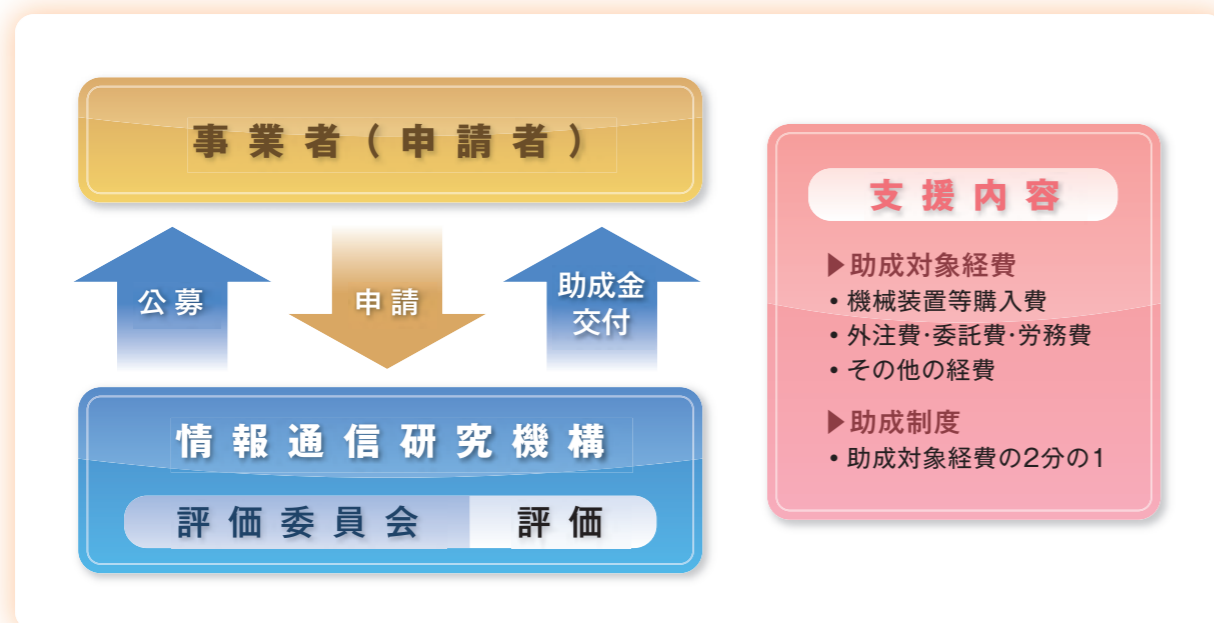
チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金

総務省では、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」において、高齢者・障害者向け通信・放送技術の研究開発に対する助成を行う他、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）を通じて、身体障害者向け通信・放送サービスの提供又は開発に対する助成を実施しています。

▶ 制度の概要

身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある人がこれを円滑に利用できるよう、通信・放送役務の提供又は開発を行う民間企業等に対して、必要な資金の一部を助成するもの。

▶ 支援スキームと支援内容



▶ これまでの助成事例

本助成金の交付を受けて実際に提供されている通信・役務の事例については「情報バリアフリーのための情報提供サイト」内の「情報バリアフリー事業助成金」をご覧ください。

独立行政法人情報通信研究機構（チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金）
<http://barrierfree.nict.go.jp/nict/promote/index.html>

お問い合わせ先

総務省情報流通行政局情報通信利用促進課

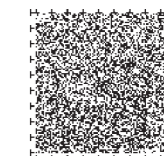
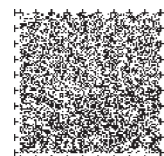
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
電話 03-5253-5743 FAX 03-5253-5745

デジタル・ディバイド解消に向けた 技術等研究開発



総務省

情報流通行政局 情報通信利用促進課



デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発

高齢者・障害者向けICTサービスの充実を図る研究開発を行う企業等の取組を支援します。

制度の目的

高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの研究開発を行う民間企業等に対して、その研究開発資金の一部を補助することによって、高齢者・障害者向けの通信・放送サービスの充実を図ることを目的としています。

対象となる研究開発

先進的な通信・放送技術の研究開発であって、その成果によって、高齢者・障害者に有益な新しい通信・放送サービスをもたらすもの、または現在行われている通信・放送サービスを高度化し、高齢者・障害者に有益なものとなる研究開発が対象となります。

補助対象となる要件

補助対象となるためには次の要件を満たすことが必要となります。

▶対象事業者の要件

- 1 補助対象事業を的確に遂行するに足る研究開発能力を有すること。
- 2 研究開発のための資金調達が自己のみでは困難なこと。
- 3 補助対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
- 4 補助対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制および処理能力を有すること。

▶対象となる研究開発内容の要件

補助対象事業となる研究開発が、交付申請する年度を含み3年度以内に完了すること。

支援内容

補助対象事業を行うために必要な直接経費の1/2[ただし、その額が3,000万円を超える場合には3,000万円(身体障害者等支援研究開発*に該当するものは4,000万円)が上限]相当額と間接経費[所定の計算方法に基づいて算出]との合計額を補助します。

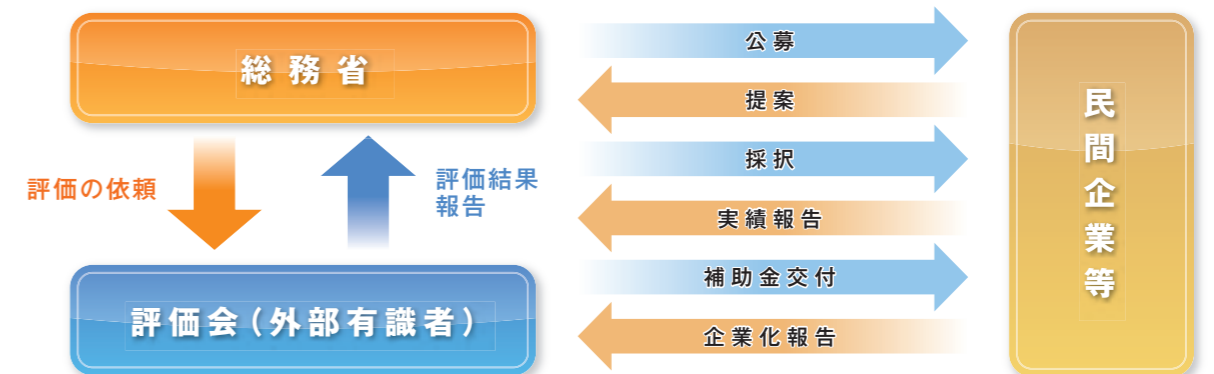
*通信・放送サービスの利用に身体機能上制限を受ける者が、円滑に通信・放送サービスを利用できるようにする情報の入出力に係る技術に関する研究開発

支援実績

年度	平成9年度 (1997)	平成10年度 (1998)	平成11年度 (1999)		平成12年度 (2000)		平成13年度 (2001)	平成14年度 (2002)	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)
			当初	補正	当初	補正											
応募件数	19	53	27	41	21	19	25	39	40	23	25	16	18	13	11	13	19
助成件数	9	16	12	11	10	12	8	10	9	12	9	11	9	5	6	6	7
助成額 (億円)	1.0	1.4	1.7	1.6	1.7	2.0	1.6	1.8	1.6	1.7	1.5	1.4	1.0	0.3	0.6	0.8	0.6

※平成23年度まで「高齢者・チャレンジ向け通信・放送サービス充実研究開発助成」事業として独立行政法人情報通信研究機構において実施。

事業のスキーム図



補助対象先は、総務省の行う公募に対して出された申請案件の中から、総務省が設置する学識経験者、有識者等からなる評価会の評価結果を踏まえて、総務省が決定します。

事業の実施の流れ

